

総合特区支援利子補給金交付要綱

平成23年11月 1日 内閣総理大臣決定
令和元年 5月 1日 一部改正
令和2年12月25日 一部改正
令和5年 3月 3日 一部改正

(通則)

第1条 総合特別区域法（平成23年法律第81号。以下「法」という。）第28条に規定する国際戦略総合特区支援利子補給金及び法第56条に規定する地域活性化総合特区支援利子補給金（第21条を除き、以下「利子補給金」という。）の支給は、法及び総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号。以下「規則」という。）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）によるほか、この要綱で定めるところによる。

(利子補給金の支給)

第2条 内閣総理大臣（以下「大臣」という。）は、法第2条第2項第3号に規定する金融機関が法第14条第1項に規定する認定国際戦略総合特別区域計画に資する事業として別表第1に掲げる事業に対して資金の貸付けを行う場合、又は法第2条第3項第3号に規定する金融機関が法第37条第1項に規定する認定地域活性化総合特別区域計画に資する事業として別表第2に掲げる事業に対して資金の貸付けを行う場合、当該金融機関を指定した上で、予算の範囲内において、利子補給金を支給する。

(指定金融機関の決定等)

第3条 大臣は、金融機関（法第2条第2項第3号及び同条第3項第3号に規定する金融機関をいう。以下同じ。）から規則第25条第1項又は規則第41条第1項に基づく申請があった場合には、その内容を審査し、適正と認められる場合は、当該金融機関を指定金融機関に指定し、別紙1の「指定金融機関の指定通知書」により通知するものとする。

2 金融機関は、認定総合特別区域計画（法第14条第1項に規定する認定国

際戦略総合特別区域計画及び法第37条第1項に規定する認定地域活性化総合特別区域計画をいう。以下同じ。)ごとに指定を受けるものとする。

- 3 大臣は、金融機関と事業者の間における利子補給金に係る経理処理の確認その他の必要があると認めるときは、第1項の申請を行った金融機関に対し必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。
- 4 第1項に規定する申請から指定までに要すべき標準的な期間は、20日とする。

(事業者の推薦の申請)

第4条 別表第1又は別表第2に掲げる事業の実施者(以下「事業者」という。)は、指定金融機関から当該事業を実施するのに必要な資金の貸付けを受ける場合には、当該指定金融機関を経由して、別紙2の「総合特区支援利子補給金支給対象事業者の推薦申請書」(以下「推薦申請書」という。)を大臣に提出し、その推薦を受けなければならない。

- 2 前項の推薦申請書には、法第15条第1項又は法第38条第1項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)から別紙3の「総合特区支援利子補給金支給対象事業者確認書」の交付を受けた上で、当該確認書を添えるものとする。

(推薦事業者の決定等)

第5条 大臣は、事業者から推薦申請書の提出があった場合には、その内容を審査した上で、適正と認められる場合には、当該事業者を推薦事業者として決定し、別紙4の「総合特区支援利子補給金支給対象事業者の推薦通知書」により通知するものとする。

- 2 大臣は、事業者を推薦するに当たり、第4条第1項の推薦申請書に記載された事業が適正に実施されるために必要があると認めるときは、当該事業に係る認定地方公共団体と協議の上、当該事業者の同意を得て、必要な措置を講じるものとする。
- 3 第1項の規定による推薦事業者の有効期間は、当該決定を行った日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。なお、推薦申請書に記載された事項に変更がない限り、推薦事業者は有効期間中に当該指定金融機関から当該事業を実施するのに必要な資金の貸付けを複数回申請することができる。
- 4 前条第1項に規定する推薦申請書の提出から第1項の規定による推薦事業者の決定までに要すべき標準的な期間は、20日とする。

(利子補給契約の申込み)

第6条 指定金融機関は、大臣と利子補給契約（法第28条第1項又は法第56条第1項に規定する利子補給契約をいう。以下同じ。）を締結する場合には、別紙5の「総合特区支援利子補給契約申込書」（以下「申込書」という。）に次の書類を添えて大臣に提出しなければならない。

- 一 指定金融機関が推薦事業者に対し貸付けを実施した契約書の写し
- 二 前号に係る指定金融機関と推薦事業者との間で約した償還年次表
- 三 単位期間ごとの利子補給金の額の計算表、その他大臣が必要と認める書類

2 前項の申込書の提出は、指定金融機関が推薦事業者に対し貸付けを行った日から5日以内に行うものとする。

(利子補給契約の締結)

第7条 大臣は、指定金融機関から前条第1項に規定する申込書の提出があった場合には、その内容を審査した上で、適正と認められるときは、別紙6-1の「総合特区支援利子補給契約書」（以下「利子補給契約書」という。）により、当該指定金融機関と利子補給契約を、法第28条第2項及び法第56条第2項の規定に基づく予算で定める額の範囲内で、締結する。ただし、電子により利子補給契約書を作成する場合は、別途電子契約書の条項によるものとする。

2 利子補給契約に係る約款は、別紙6-1の利子補給契約書に規定するとおりとする。

3 大臣は、利子補給契約を締結しようとする指定金融機関の了承を得て、前項の約款の追記及び削除を行うことができる。

4 前条に規定する申込みから第1項の利子補給契約の締結までに要すべき標準的な期間は、20日とする。

5 大臣及び指定金融機関は、第1項に規定する利子補給契約を締結した後、当該利子補給契約の記載事項に変更が生じた場合には、遅滞なく別紙6-2の「総合特区支援利子補給変更契約書」（以下「利子補給変更契約書」という。）により利子補給変更契約を締結しなければならない。ただし、電子により利子補給変更契約書を作成する場合は、別途電子契約書の条項によるものとする。

6 大臣は、前項に規定する利子補給変更契約を締結する場合には、当該指定金融機関に対して大臣が必要と認める書類を提出させることができるものとする。

(支給の申請)

第8条 指定金融機関は、規則第24条第1項又は規則第40条第1項に規定する利子補給金の支給申請を行う場合には、単位期間（規則第23条第1項

又は規則第39条第1項に規定する単位期間をいう。以下同じ。)ごとに当該単位期間の末日を基準日とした支給申請を行うものとし、8月20日を基準日とした支給申請は、8月30日までに、2月20日を基準日とした支給申請は、3月2日までに行うものとする。

(支給額の算出)

第9条 単位期間ごとに支給する利子補給金の額は、予算の範囲内において、貸付残高が貸付契約に基づく弁済により変動するごとに、次に掲げる算式をもって計算することとする。

$$\text{利子補給金の額} = A \times B / 365 \times C$$

A：単位期間における利子補給契約の対象である貸付契約の貸付残高又は法第28条第3項若しくは法第56条第3項に規定する内閣府令で定める償還方法により償還するものとして計算した当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高のいずれか低い額

B：Aの貸付残高の存する日数

C：内閣府告示で定める利子補給率（利子補給率は負の値にはならないものとする）

2 前項の規定にかかわらず、同項の算式をもって計算した当該利子補給契約による利子補給金の額の合計が当該年度の予算から既に締結した利子補給契約による利子補給金の額の合計を差し引いた残額を超えることが明らかになった場合、当該超えることが明らかになった新たに締結する利子補給契約の利子補給金については、次に掲げる算式をもって按分計算した額とし、予算の範囲内において支給するものとする。

$$\text{新たに締結する各利子補給契約による利子補給金の額} = A \times B / C$$

A：利子補給金年度予算額 - 既に締結した利子補給契約による利子補給金の額の合計

B：単位期間において新たに締結する各利子補給契約について、その対象である貸付契約の貸付残高又は法第28条第3項若しくは法第56条第3項に規定する内閣府令で定める償還方法により償還するものとして計算した当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高のいずれか低い額

C：Bの各利子補給契約に係る貸付残高の合計

(利子補給金の支給決定等)

第10条 大臣は、指定金融機関から支給申請書の提出があった場合、その内容を審査した上で、適正と認められる場合は、利子補給金の支給決定を行い、別紙7の「総合特区支援利子補給金支給決定通知書」（以下「支給決定通知書」という。）により、指定金融機関に通知するものとする。

- 2 大臣は、前項の支給決定通知書の交付に当たり、必要な条件を付すことができる。
- 3 第8条に規定する申請から第1項の支給決定通知書を交付するまでに要すべき標準的な期間は、10日とする。
- 4 大臣が第1項に基づき、当該指定金融機関に対して利子補給金を支給する日は、9月28日及び3月28日とする。なお、当該支給する日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は土曜日であるときはその翌営業日を支給する日とする。

（金融機関の指定の取消し等）

- 第11条 大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、法第28条第7項又は法第56条第7項の規定により指定を取り消すことができる。
- 一 規則第25条第1項又は規則第41条第1項に基づく申請に係る虚偽の記載その他の不正の手段により指定を受けたとき。
 - 二 指定金融機関が、当該指定に係る地域協議会の構成員ではなくなったとき。
 - 三 その他指定金融機関が国際戦略総合特区支援貸付事業又は地域活性化総合特区支援貸付事業の適正な実施を行うことができなくなったと認めるとき。
- 2 大臣は、前項の規定により指定金融機関の指定を取り消す場合には、当該指定を取り消す事由の発生した日に遡及して取り消すこととする。
 - 3 大臣は、第1項の規定により指定金融機関の指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けた指定金融機関に書面で通知するものとする。

（推薦事業者の推薦の取消し）

- 第12条 大臣は、推薦事業者が次の各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、推薦を取り消すことができる。
- 一 第4条に基づく申請に係る虚偽の記載その他の不正の手段により推薦を受けたとき。
 - 二 その他推薦事業者が別表第1又は別表第2に掲げる事業の適正な実施を行うことができなくなったと認めるとき。
- 2 大臣は、前項の規定により推薦事業者の推薦を取り消す場合には、当該推薦を取り消す事由の発生した日に遡及して取り消すこととする。
 - 3 大臣は、第1項の規定により推薦を取り消したときは、その旨及びその理由を当該取消しを受けた推薦事業者に当該推薦事業者に係る指定金融機関を経由して書面で通知するとともに、当該書面の写しを当該認定地方公共団体

に通知するものとする。

(取消しによる支給の停止等)

第13条 大臣は、第11条第1項の規定により指定金融機関の指定を取り消した場合には、当該指定金融機関との間で締結した利子補給契約を当該指定を取り消す事由の発生した日に遡及して取消し又は解除するものとし、当該指定の取消しを通知した日より利子補給金の支給を停止するものとする。

2 大臣は、前項の規定により利子補給契約を取消し又は解除した場合には、その旨及びその理由を当該取消し又は解除を受けた指定金融機関に書面で通知するものとする。

3 指定金融機関は、第1項に規定する利子補給契約の取消し又は解除があった場合には、第11条第1項各号による当該指定を取り消す事由の発生した日以降に係る支給済みの利子補給金を大臣に返納しなければならない。

4 前3項の規定は、前条第1項の規定により推薦を取り消した場合に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項	第11条第1項の規定により指定金融機関の指定を取り消した場合	前条第1項の規定により推薦事業者の推薦を取り消した場合
	当該指定金融機関	当該推薦に係る指定金融機関
	当該指定を取り消す事由	当該推薦を取り消す事由
	当該指定の取り消し	当該推薦の取り消し
第3項	第11条第1項各号による当該指定を取り消す事由	前条第1項各号による当該推薦を取り消す事由

5 大臣は、規則第24条第1項第2号又は規則第40条第1項第2号に規定する書類を確認した上で、貸付けの償還に延滞（当該貸付契約で定める貸付条件どおりに行われぬ事態をいう。）が認められる場合には、利子補給金の支給を停止することができる。

(支給申請の取下げ)

第14条 指定金融機関は、第10条第1項の支給決定通知の内容又は同条第2項により付された条件について不服がある場合には、利子補給金の支給申請を取り下げることができる。

2 指定金融機関は、前項に基づく取下げを行う場合には、当該支給決定通知書を受領した日から起算して5日以内に、支給申請を取り下げる旨を記載し

た書面を大臣に提出することにより取り下げるものとする。

(変更等の報告)

第15条 指定金融機関は、次の各号に掲げる場合には、大臣に報告しなければならない。

- 一 推薦事業者が実施する事業内容に変更が生じた場合
- 二 推薦事業者が実施する事業の中止又は廃止が生じた場合
- 三 当該指定金融機関が申請した規則に定める「指定金融機関の指定申請書」に記載した事項に変更が生じた場合

2 指定金融機関は、前項第1号に掲げる場合にあっては別紙8の「総合特区支援利子補給金対象事業変更等報告書」により、同項第2号に掲げる場合にあっては別紙9の「総合特区支援利子補給金対象事業(中止・廃止)報告書」により、同項第3号に掲げる場合にあっては別紙10の「指定金融機関の名称等変更報告書」により、大臣に報告するものとする。

3 大臣は、指定金融機関から第1項第1号及び第2項に規定する報告があった場合には、報告内容を認定地方公共団体に通知するものとする。

4 大臣は、第1項の規定により報告があった場合には、指定金融機関に対し報告内容について確認を求めることができる。

(状況報告)

第16条 大臣は、利子補給金に係る事業の遂行状況について、指定金融機関から別紙11の「総合特区支援利子補給金対象事業状況報告書」により報告を求めることができる。

(報告による支給の停止)

第17条 大臣は、第15条第1項(第3号を除く。)及び前条に規定する報告の内容から利子補給金の支給を停止することが適当と認める場合には、当該報告を受領した日より当該利子補給金の支給を停止するものとする。この場合において、当該利子補給金に係る利子補給契約を解除することができる。

2 大臣は、前項に規定する利子補給契約の解除を行った場合には、その旨及びその理由を当該指定金融機関に書面で通知するとともに、当該指定金融機関に対して、当該利子補給契約の解除日までに支給した利子補給金の全部又は一部について返納させることができる。

(完了等報告)

第18条 指定金融機関は、利子補給金に係る事業が完了した場合には、遅滞なく別紙12の「総合特区支援利子補給金対象事業完了報告書」により事業

完了を大臣に報告しなければならない。

(監査)

第19条 大臣は、前条の報告に基づき必要と認める場合には、指定金融機関に対し監査を行うことができるものとする。

2 大臣は、前項に規定する監査を行った結果、指定金融機関及び推薦事業者の不適切な事務処理その他大臣が利子補給金の支給を停止することが適当と認められる事由が明らかになった場合には、当該利子補給金の支給を停止するものとする。この場合において、当該利子補給金に係る利子補給契約を解除することができる。

3 大臣は、前項に規定する利子補給契約の解除を行った場合には、その旨及びその理由を当該指定金融機関に書面で通知するとともに、当該指定金融機関に対して、当該利子補給契約の解除日までに支給した利子補給金の全部又は一部について返納させることができる。

(利子補給金の経理)

第20条 指定金融機関は、利子補給金の経理について、利子補給金以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を利子補給金の支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(他の利子補給金との併用禁止)

第21条 国際戦略総合特区支援利子補給金及び地域活性総合特区支援利子補給金は、国による他の利子補給金と併用することはできない。

(雑則)

第22条 本要綱に規定する申請書その他の書類の提出は、書面又は電子情報処理組織（内閣府の使用に係る電子計算機と金融機関の使用に係る電子計算機であって内閣府の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織に限る。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

附 則（令和元年5月1日内閣総理大臣決定）

この決定は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年4月30日）の翌日から施行する。

附 則（令和2年12月25日内閣総理大臣決定）

この決定は、公布の日（令和2年12月25日）から施行する。

附 則（令和5年3月3日内閣総理大臣決定）

この決定は、公布の日（令和5年3月3日）から施行する。